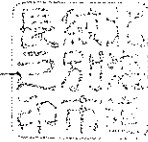


特定空家等の除却命令の公告

下記特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)第 14 条第 3 項の規定により必要な措置を命ぜられるべき者であるが、当該所有者等を確知できないため、同法第 14 条第 10 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 5 月 6 日

紋別市長 宮川 良



1 対象となる特定空家等

住所 紋別市潮見町 3 丁目 3 番 3 号

所在地 紋別市潮見町 3 丁目 11 番地 18, 11 番地 33

家屋番号 1 1 番 1 8

構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 3 階建

延べ床面積 181.98 m²

2 必要な措置の内容

4 の期限までに 1 の所有者等は、所在地上に存する特定空家等を除却すること。

3 必要な措置を命ずる理由

1 の特定空家等は、屋根等が剥離しており、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れがあるものと認められ、これを放置することは著しく公益に反するため、当該措置を命じるものである。

4 措置の期限

令和 3 年 5 月 20 日

5 紋別市長による措置

4 の期限までに措置が行われない場合は、紋別市長又はその命じた者若しくは委任した者(以下、「市長等」という。)が、当該措置を行う。

6 動産等の取扱い

市長等が 3 の措置を行うときは、その内部及び敷地に残置されている動産等を撤去処分する。動産等について権利等を主張しようとする者は、措置の期限までに搬出又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、下記問い合わせ先へ通知すること。

7 紋別市役所の掲示場への掲示

この公告の内容は、紋別市公告式条例第 2 条第 2 項に規定する紋別市役所の掲示場に掲示する。

8 問い合わせ先

紋別市建設部都市建築課住宅政策担当

電話 0158-24-2111

F A X 158-23-1019